

〔11番 前川文博 登壇〕

○11番（前川文博）

それでは議長から発言のお許しをいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。今回大きく3つ質問をさせていただきます。

1点目ですが、飛騨市の資金運用についてということでお伺いをいたします。低金利時の運用の債権は今後どうなっていくのかということと、これから先の財政状況の見込み、そして今後の資金運用について、この3点についてお伺いをいたします。

今、円安も進みまして、先ほども160円に近いというニュースも出ておりましたが、今ゼロ金利政策も終わり金利のある時代ということで今進んできております。銀行などでの普通預金も以前の0.002%から今は10倍の0.02%へと上昇してきております。今後いろいろなことが絡んで金利が上昇していくと予想されております。そうすると、住宅ローンとか借入れをしている人は、変動金利のほうなどでまた上がっていくということで、そちらも生活のほうに影響が出てくるものと予想されております。飛騨市もこれまでの超低金利の中での資金運用ということをしております。先ほども言いましたが、今後は財政状況が厳しくなると予想されます。そこで3点です。

1点目ですが、低金利運用時の債権はどうなるのかということですが、これまでの低金利の債権が数多くあります。これはその時々のお会計管理者が低金利の中でも少しでも高い利率のものを探して、苦労して購入されて運用していた債権です。期間は10年物から30年物があったと記憶しております。残りの期間が短いものもあれば、この先まだまだ長いものもあります。こういった債権は期限まで保有しておくものがあるのでしょうか。早期に売却し、別の債権などを考えることはできるのかをお伺いいたします。

2点目です。この先の財政状況の見込みです。今円安などで電気料金やガソリンなどの燃料代をはじめ、ほとんど全てのもの物価高となり、家庭でも行政機関でも負担は大きなものとなってきております。人件費の高騰、特に若年層の方々に対する給与や初任給は1万円以上の上昇がありました。この先も毎年上昇する可能性があると思います。物価高騰により、この先の財政状況は厳しくなると予想されますが、飛騨市の今後の財政見通しはどのように考えているのかお答えください。

3点目、今後の資金運用についてです。今、金利が徐々に上昇していく時代になってきております。飛騨市の財政状況も自前の税収は少なく、地方交付税頼みの状況です。今財政調整基金が30億円程度ありますが、今後どのような財政状況になるのか分かりません。今ある余剰資金の運用について、今後はどのように考えているのかお答えください。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔会計管理者 渡邊康智 登壇〕

□会計管理者（渡邊康智）

市の資金運用についてご質問いただきましたが、私からは1点目と3点目について関連がありますので一括してお答えをさせていただきます。

市では本年5月末時点で、財政調整基金や各種特定目的基金の合計で約156億円の積立基金を

保有しています。これらの基金の大部分については、スケールメリットを生かした運用を行うため一括運用を行っており、約100億円を定期預金で預入する傍ら、国債等の債権を約54億円購入しています。債権については、全部で51件保有していますが、その大部分を平成30年度から令和3年度の4年間で購入しており、うち9割が償還年限20年以上の超長期債といわれるものです。しかし、当時はマイナス金利政策下であったことから利率は0.5%前後のものが多く、最近の金利状況と比較すると低利であることは否めません。また、債券運用は預金運用に比べ格段に利率が高い一方で、市場金利に連動して価値が変動するリスクもあり、購入時より金利が上がると債券価値は下落するという相反関係にあります。一昨年辺りから徐々に金利が上がり、本年3月のマイナス金利政策解除に伴いさらに上昇したことから、市保有債券の時価総額は3月末時点で購入額より7億5,000万円ほど低くなっており、いわゆる多額の含み損を抱えた状態になっています。しかしながら、地方自治法では基金について確実かつ効率的な運用が求められ、市の資金管理運用基準要綱においても満期保有を原則とする旨がうたっており、現在保有している債権も売却益を稼ぐのではなく、満期まで保有することを前提として購入しています。つまり、現在の時価は下がっていたとしても、満期時には購入額がそのまま償還され、市に損失は発生しないということです。議員お尋ねの債券の入れ替えについて、要綱では債権売却益が満期までに受け取る利息より多い場合など、売却の要件が規定されており、保有債券の満期までの残存期間が長く、当分の間、時価の回復が期待できない現状においては現実的ではないと考えます。

次に、今後の資金運用についてですが、歳入面において国からの交付税やふるさと納税の動向など不透明な要素も多い一方で、歳出面においては少子高齢化に対応した社会保障関連費や公共施設老朽化に伴う修繕費の増加などが見込まれ、基金として保有できる余裕資金が今以上に増え続けるとは考えにくい状況と思われまます。市としては、安全性を確保した上で効率的な資金運用を行うことが理想であり、大災害など突発的な事態発生に備えて一定額の定期預金で資金の流動性を確保しつつ、将来の大型事業実施等に伴う中長期的な資金需要見込みと照らし合わせ、また、金利変動リスクへの対応も考慮して、今後は満期年限の長短を組み合わせた形での債券運用を行うことも必要であると考えています。

〔会計管理者 渡邊康智 着席〕

◎議長（井端浩二）

続いて答弁を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

それでは、私からは二点目の今後の財政見通しにつきまして答弁させていただきます。

議員ご指摘のとおり、数年前から物価高騰に伴いまして、あらゆる経費が増嵩しております。これは賃金のベースアップに伴う人件費のほか、海外からの輸入品が高騰していることで資材の単価の上昇、それらを要因とした委託料や工事請負費などが顕著となっているところでございます。例えば、人件費にかかる一例として、公共工事の全職種労務単価は前年比で5.9%上昇しており、12年連続での上昇となります。また、スクールバスや有償バスなどのバス運行委託料では、令和6年度と令和5年度の当初予算比較で2,700万円増、プラスの10.7%増。令和6年度予算と令和4年度決算との比較では、4,800万円、プラスの21.1%増となっているところでございます。さ

らに、市民生活に直結したごみ収集や廃棄物運搬など衛生施設関連の委託料では、令和6年度と令和5年度の当初予算比較で2,300万円増、プラスの9.4%増。令和6年度予算と令和4年度決算との比較では、5,400万円の増、プラスの25.8%増となっております。

しかしながら、このようにあらゆる価格が上昇していく一方で、それに連動して収入も増えていきます。例えば、賃金など人件費が上がれば所得があがることとなり、これが所得税や住民税となって市に歳入されることとなります。また、物の価格が上がれば消費税もアップしますので、地方消費税交付金として市に歳入されます。このように支出と収入は連動しており、中長期的に見ればいずれ均衡していくわけですが、都市部のように大幅な税収増が見込めない飛騨市のような自治体は、その調整局面にあっては地方交付税に頼らざるを得ないというのが実情でございます。

地方交付税もその原資の中核となる所得税、消費税は、物価や人件費の上昇に伴って拡大していきましますし、法人税も国全体では堅調に推移していることから、総額は拡大していくものと見られますが、国では一般財源総額は確保するとしながらも、その配分については不透明であるのが実情です。その点で、本格的な物価、人件費の高騰局面に入っている今年度の地方交付税の配分は、今後の動向を占う試金石であると捉えています。仮に今年度予算で見込んだ額どおりの配分がない場合は、増嵩していく一般行政経費に対応できないということとなりますので、令和7年度当初予算以降は交付額に見合った歳出に縮減せざるを得ないということとなります。

いずれにしても、常に国の動向を注視し、今後に判明する地方交付税の交付額を踏まえた慎重な財政運営を行ってまいりたいと考えております。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

○11番（前川文博）

飛騨市の資金運用ということでの答弁をお聞きしました。私はこういう財政のことはあまり得意ではないほうなので今回聞いてみたんですけども、2番目の今後の財政見込み、人件費が5.9%上昇で、バスとごみ収集の話が出てきました。こちらが令和6年、令和5年で大体10%増えているということで、いろいろなものが平均すると1割ぐらい上がってきているということになっていくと思います。財政調整基金が今年積み替えて30億円になったと思うんですけども、30億円でいっどこで、それを食いつぶしていかなければいけないかということも出てくる可能性もあると思います。今は取り崩したものをまた戻してということもうまいこと回っているのでもいいと思うんですけども、経済が変動しているいろいろなことが動いているときですので、いろいろなことで市のほうでもアンテナを高くして見ていただきたいなと思います。今回この質問をさせていただいたのは、いつも会計管理者が出てきても答弁がないので、たまにはしゃべっていただきたいというのが、一番のあれでこれをさせていただいたのですが、債権はこれまでも借り入れしているもの、昔の3.何%の借入があつてずっとそれを返済していかなければいけないと。利率の安いものに借り換えればいいのかと思うんですけど、それができないということがあったのは聞いております。今度は積んでいるほうの債権も、もし借り換えができるならと思ったんですけど、今の段階で13~14%、7億5,000万円目減りしてしまうということで、私もこういうことがあるというのは知らなかったものですからできないのかなという思いで聞かせていただきました。これまでの会計管理者の方、財政課の方は、この辺いろいろと苦労されてやっつけらっしゃるので、

この件に関しては今後も上手いこと資金運用をしていただけてお金を増やしていただければということで、再質問ありませんので次へ行かせていただきます。

それでは次に2点目に移ります。花粉のない杉についてということで、6点お伺いいたします。

スギ、ヒノキ花粉の発生源対策はということ。2点目、花粉対策されたスギ苗木というのはどういうものかということ。3点目、スギ人工林伐採重点区域の設定とはどういうことか。4点目、林相転換特別対策、これは特定スギ人工林というのですが、これはどういうものか。5点目、花粉の少ない苗木の生産について。6点目、森林によるCO<sub>2</sub>吸収量はどのように計算されるかということで6点を質問いたします。

花粉症対策の話になっていくんですけども、最近では2人に1人以上が花粉症を発生していると言われております。厚生労働省の発表によりますと、以前、日本では1963年にブタクサの花粉症が、翌1964年に杉の花粉症が初めて報告されたとあります。また、耳鼻科のある医師によれば「花粉症が提唱されたのが昭和40年くらいで、花粉症とかアレルギー性鼻炎の歴史は短い。昔はアレルギーそのものがあまりなかった。花粉症の歴史が浅い背景について、免疫力の低下がある。時代背景として環境ホルモンだったりとか環境汚染だったりとか、要は免疫系を壊すものがあったんでしょね。排気ガスとかは最たるもの。あともう1つ大事なのは抗生物質です。抗生物質は体の中の免疫とかに関係します。特にお腹の中の細菌を死滅させます。そうするとアレルギーになりやすいというのはメカニズムとしてははっきりしています。抗生剤が出来たのが、ペニシリンが出来て以降なので、それができてからアレルギーというものはものすごく増えていると思う」と言っている医師の方がいらっしゃいました。平成元年には、林業白書に「社会問題化しているスギ花粉症に関し、林業面からの基礎的な調査を実施した。」と花粉症に関する記載があります。また、平成13年には、スギ花粉発生源対策推進方針を林野庁官が通知し、平成28年からは「伐つて利用」、「植替え」、「出させない」の3本のおのからなる花粉症発生源対策を推進することとなり、農山漁村地域整備交付金事業の補助メニューに花粉発生源植え替えが新設され、杉・ヒノキの伐採、植え替えに係る補助事業が開始されました。さらに、本年度の花粉症に関する総理発言を受けて取り組みが加速してまいりました。そこで、令和6年度からの国の補助事業として、林相転換特別対策（特定スギ人工林）というものが新設されました。この事業に飛騨市も該当することとなりそうですので、先ほどの6点を質問いたします。

1点目ですが、スギ、ヒノキ花粉の発生源対策はということです。花粉症対策が言われるようになってから30年以上が経過しています。杉花粉から始まり、ヒノキの花粉、さらにはいろいろな花粉も原因となっております。よく春には映像で黄色い花粉が飛散している状況が報道されます。花粉症でもないのに、見ているだけで鼻がむずむずとしてきます。これまでに山林における花粉症の対策はどのように行われてきたのでしょうか。

2点目、花粉対策されたスギ苗木とは。花粉の出ない苗木のことが話題になりました。「花粉症対策としての花粉のない杉を植える必要がある。この苗木を植えて育てれば今までみたいな花粉が飛散することはなくなる。」と言われていました。これまでに研究されてきたのは、花粉が出ない苗木なののでしょうか。それとも花粉の少ない苗木なののでしょうか。

3点目、スギ人工林伐採重点区域の設定とは。飛騨市は隣の富山県庁から半径50キロメートルの円を描くと、飛騨市は最重点区域のエリアに該当いたします。さらにその線の詳細を見ますと

富山県からのエリアの境界線に飛騨市役所の少し上のところが入ってきます。杉崎辺りが境界線となって、50キロメートルのエリアになります。このスギ人工林伐採重点区域に該当した場合、飛騨市では具体的にどのような区域設定となるのでしょうか。

4点目、林相転換特別対策（特定スギ人工林）とはということです。花粉症対策としての事業です。林相転換特別対策（特定スギ人工林）とは、具体的にどのようなことを行うものなのでしょうか。

5点目、花粉の少ない苗木の生産について。花粉の少ない苗木は大量に生産されておられません。林業種苗法の関係もあり、生産地から移動できる範囲も制限がされております。品種にもよりますが、例えば美濃地方でつくられた杉苗は飛騨地方では使えないなどです。花粉症に関する総理発言を受けて取り組みが加速すると思われませんが、どのように内容を確保していくのかお答えください。

6点目、森林によるCO<sub>2</sub>吸収量はどのように計算されるかということです。脱炭素社会に向けたCO<sub>2</sub>削減は全国、世界で進めている事業です。市内の面積の93%が森林の飛騨市です。森林はCO<sub>2</sub>排出量の約37%を吸収していると「飛騨市脱炭素推進ビジョン」には記載があり、このまま対策をしないとCO<sub>2</sub>の実質排出量は増加すると予想されています。今回、この杉を切って植え替えるといった事業を行った場合、高齢級、要は年齢のいった木を切って若い木を植えていくということになります。山が若返ります。こうなった場合、森林による吸収量の見込みはどのように変わっていくのかお答えください。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

花粉のないスギについて、私からは1点目から5点目の質問についてお答えします。

最初に1点目のスギ、ヒノキの花粉発生源対策について整理しますと、平成13年に施行された「森林・林業基本法」に基づき新たに策定された森林・林業基本計画において、花粉症対策の推進が明記されております。これを受けて、林野庁では議員からもご発言があった関連施策の実施に当たっての技術的助言を定めた「スギ花粉発生源対策推進方針」を策定し、具体的な対策として、花粉を飛散させる杉人工林の伐採、利用、花粉の少ない苗木等による植替えや広葉樹の導入、杉花粉の発生を抑える技術の実用化に取り組みされてきました。そして、令和6年4月3日に同方針が改正され、本格的な利用期を迎えた人工林の主伐・再生林の増加が見込まれること等を踏まえ、杉人工林の伐採、植替え等の加速化、杉材需要の拡大、花粉の少ない苗木の生産拡大、林業生産性向上及び労働力の確保による杉花粉発生源対策が強化されたところです。

2点目の花粉対策されたスギ苗木についてお答えします。スギ花粉発生源対策推進方針において、花粉の少ない杉苗木とは無花粉、少花粉、低花粉の品種の杉苗木及び杉特定母樹から育成された特定苗木とされています。具体的には、花粉を全く生産しない無花粉杉、花粉生産量が一般的な杉に比べ1%以下の少花粉杉、20%以下の低花粉杉、花粉量が一般的な杉のおおむね半分以下の特定母樹となっています。

次に、3点目のスギ人工林伐採重点区域の設定についてお答えします。

国は令和15年度には花粉の発生源となる杉人工林を約2割減少させることを目指しています。このため、重点的に杉人工林の伐採、植え替え等を実施する区域について、次の2つの条件で設定することとしています。1つ目が、県庁所在地、政令指定都市、中核市、施行時特例市及び東京都区部から50キロメートル圏内にあるまとまった杉人工林のある森林の区域。2つ目が、杉人工林の分布状況や気象条件等から、杉花粉を大量に飛散させる恐れがあると都道府県が特に認める区域となります。飛騨市においては、県が特に認める区域として旧宮川村及び旧神岡町が該当することとなっており、具体的には、林道まで200メートルの杉人工林が対象で、宮川町で784ヘクタール、神岡町で551ヘクタール、それぞれ旧町村の人工林の約2割となっています。

4点目の、林相転換特別対策（特定スギ人工林）についてお答えします。

この事業は、主伐し再造林する際に花粉対策苗木を植栽することで花粉飛散量を減少させることを目的としており、スギ人工林伐採重点区域において花粉の少ない苗木等の植栽を支援する事業として新設されました。これまで、原則として主伐に対する補助制度はありませんでしたが、この事業では伐採から造林までの一貫作業が対象事業であり、通常補助対象外の伐採費用についても補助対象となっています。

次に、5点目の花粉の少ない苗木の生産についてお答えします。

議員ご指摘のとおり、林業種苗法では造林の適正かつ円滑な推進を図るため種苗の配布区域が定められています。この配布区域とは、樹種ごとに一定の区域で、自然条件から見て育成に適すると認められる区域を配布区域として指定されています。飛騨市において、杉苗木の調達先として、飛騨地方では下呂市内にある民間の岐阜樹木育苗センターが考えられますが、ここでは現在県の育種事業地から種子の提供を受け、少花粉杉の生産開始と、また、独自に特定母樹の育成に取り組まれています。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

◎議長（井端浩二）

続いて答弁を求めます。

〔環境水道部長 横山裕和 登壇〕

□環境水道部長（横山裕和）

それでは、私から6点目の森林による二酸化炭素吸収量についてお答えします。

飛騨市脱炭素推進ビジョンにおいて算出した森林による二酸化炭素吸収量の推計では、市内にある森林の賦存量により算定したもので、今後も現在と同程度の更新整備が継続して行われ、現状の森林面積が維持されるものとして推計を行ったものです。林野庁などの資料によりますと、人工林での成長量は4～5齢級、林齢でいきますと16年から25年生前後をピークに低下するとされており、ビジョンにおいて市内の森林全体の二酸化炭素吸収量が減少していくとしているのも、市内の森林は高齢級のものが多いためさらに高齢級化に伴い年間の成長量が減退していくことが要因です。議員ご指摘のとおり、伐採期を超えたような高齢級の森林が伐採され新たに再造林が行われれば、再造林後の一定期間は排出量が吸収量を上回るものの、将来的には年間成長量が大きくなり森林の二酸化炭素吸収量の増加につながるものと考えられますので、花粉のないスギの植林にかかわらず、脱炭素化を進める上で将来的な森林の二酸化炭素吸収量を確保するためには継続的に森林の更新整備を行うことは重要であると考えております。

〔環境水道部長 横山裕和 着席〕

○11番（前川文博）

今6点の答弁いただきました。人工林の再造林をして、それを加速化していくということにつながっていく話なんですけども、今質問した中の2つ目、花粉対策された杉苗木での話で、無花粉の杉、花粉が出ない杉苗木というのと、少花粉、現状から見て1%以下というのと、低花粉、20%以下の苗木の3つあるという話でした。その中で特定母樹という話が出てきたんですけど、この特定母樹はどういったものになるんでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

特定母樹は、林野庁の資料によりますと成長量が在来の系統と比較して1.5倍以上の材積、それから剛性、つまり材の強さが同様の個体の平均値と比較して優れている。幹の通直性、つまり曲がりがないかということですが、支障がないもの等々になっているんですが、これは結局経済合理性の観点から、花粉が出るだけでは駄目なので林業経営として成り立つために、花粉が少ないとともに成長が早い、あるいは強い、あるいは曲がりが少ないという観点から、特定母樹というものの中の1つとされているところでございます。

○11番（前川文博）

特定母樹、要は種をつくる木の話ですよ。種を採って、植えて、そこから苗木をつくってそれを植えていくので、そのもとになるもの話なんですけども、この特定母樹というものは、花粉の量が少ないとか木の強さ、要は家を建てたときに耐久がどれくらいあるといった話になっていくのと、あとこの辺ですと雪が多いので、山へ行くと木が根元で弓のように曲がって使い物にならない木が特に杉では多いんですけども、そういうものの真っすぐさということがあるんですが、そういうものは、さっき下呂市の岐阜樹木育苗センターという話があったと思うんですけど、そういうところでやっているのか。特定のところで研究されて下呂のほうへ来たり、岐阜県のほうへ来たり、美濃のほうではたしか花粉の少ない苗木はあったと思います。今後、飛騨市が該当になっていくと思いますので、どのような流れでこちらのほうまで来るものなのか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

今前川議員ご指摘のとおり、母樹をつくるのというのは結構時間もかかりますし専門性がある、あるいはその地域の特性があるということで、一般的な流れとしましては国、つまり育種センターのほうで母樹あるいは苗木等を生産して、それを県に配布される。県の育種事業地から今度は苗木生産者、先ほど私が答弁させていただいた当地方では下呂市内にある民間事業者へ渡ってから造林業者。例えばよくあるパターンですと、岐阜県森林組合連合会で落として森林組合という流れに今後なるかと考えております。

○11番（前川文博）

その苗木ですけども、一般的にこの辺で山に木を植えるとなると種をまいてから3年たった苗

で、35センチメートルとか45センチメートルに成長したものを植えるというのが基準であるんですけども、国から県にきてやるということになると、今この飛騨地区にはないわけなんですよね。でもこの事業というのは今年からスタートしようということで設定されてきたとなると、現実的にその苗は飛騨市で確保できるまでにはどれぐらい期間がかかるものですか。植えてから最低3年はかかるのは分かっているんですけど、その前の研究から途中まで段階を踏むという流れになりますので、その辺はどうなんでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

今の特定母樹のご質問されましたが、その前に少花粉については今回ご質問をいただいて調べたところ、少花粉については既に令和5年度の数値で国全体の杉苗木の生産量が50%超えているということですが、特定母樹については情報がまだ十分把握しておりません。ただ、先ほど申し上げたように、一般的には結構かかるようで、今現在、仮に国の育種センターで特定母樹があるとした場合に、苗木の生産に約2年、それから県の育種事業地に来た場合、採種園の造成、母樹の育成、種子の採種等々あるようなんですが、それが4年。ここから種子が民間の苗木のところまで行って、そこからまた苗木で、先ほど議員がご指摘された3年ということですので、これだけ一般的には時間がかかるということでございます。

○11番（前川文博）

少花粉が50%のシェアになっているというのは知りませんでした。私も離れてから時間がたちますので分からなかったんですが、これどうなんでしょうかね、もとの木があつてから9年かかるという話だったんですが、そこまでの間に研究の期間もありますけども、少花粉、無花粉、低花粉もそうなんですけど、0%なのか1%なのか20%以下なのかというところですが、植えました、木の材質もいいのでこれを今後植えていきたいと思いますといった後に、ある日突然花粉がぽっと出るとか、突然変異になるということは、この研究の中では可能性があるのか。これは山の話なので50年、100年の話なんですよね。植えた場合は30年後に花粉がいっぱい出たということもあるかもしれないので、その辺の研究というのはどのような感じで掴まれていますか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

こういう森林というか生態系に大きく影響を与えることですので、議員ご指摘のとおりここは慎重にすべきだというふうに考えております。まず無花粉について調べてみましたら、もともと富山県のほうにあったものを関係機関で見つけて、それを研究されているところ。また、材質あるいは花粉についても飛騨市の林業関係のアドバイザーをしていただいている横井先生にも担当からお聞きしたところ、やっぱりこういうものは突然花粉がついたりすることもあり得るということでしたので、この辺りは最新のエビデンスと身近な専門家に確認しながら慎重に導入については進めていきたいというふうに私は考えています。

○11番（前川文博）

あと、3番目の話のとき、スギ伐採重点区域の設定の中で、杉の2割減少を目指すという話が

あったと思います。対象になるのは旧宮川村の部分と旧神岡町の部分でという話でありました。これはどっかで聞いたんですけど、10年後には今の対象区域で7万ヘクタールぐらい植え替えをしなければならないという目標があるという話があったんですけど、飛騨市の中で木を切って植えるという作業はどれぐらい行われているんですか。昔は拡大造林ですね、広葉樹を切って針葉樹を植えるというものだったんですが、今回は針葉樹を切って針葉樹を植えるという再造林ですが、今現状どれぐらいあるのか数字が分かればお願いいたします。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

実はこの質問を受けまして、自分もその辺りが実際どうなのかなということで飛騨市森林組合に実情を聞いてきましたところ、昨年度で飛騨市森林組合の所有する森林の2.6ヘクタールを主伐して、その後に植えたのはカラマツを造林したということです。そのときに「なぜカラマツか。」と聞いてきましたら、現時点でカラマツが一番成長が早く、それから雪に強いということと、ベニヤ材にということで、今はカラマツをとりあえず植えたということです。

ただ、今後については苗木の提供とかも少花粉とかに変わってくると思いますので、先ほど環境水道部長の答弁もありましたけれども、例えば広葉樹より杉とかヒノキのほうは成長が早いということでCO<sub>2</sub>は多く吸収する。その一方で、広葉樹は生物多様性の面からいくと優れているという考え方もあるということなので、私どもとしては少花粉をはじめ、まずは地域や森林の状況に応じて針葉樹、広葉樹、それらが入り混じったような混合林をバランスよく配置することが大切であるというふうに現時点では考えています。

○11番（前川文博）

先ほど1点目で再造林していく中での加速化というところで、杉を切った木を利用拡大していくという話も出てきておりました。現状では杉とかヒノキというのは柱材にしたりとか、かつらむきをしてベニヤ板になったりだったり、集成材、木を3センチメートル角ぐらいで切ったものをボンドで貼り合わせて柱材にするということもあるんですけども、基盤整備部長、覚えていらっしゃるかもしれませんが、以前木の利用ということでたしか卯の花街道もあったし、神岡町の大規模林道もあったのか覚えていないんですけど、コンクリートのところに木を化粧で貼りつけていくという事業があって、木の消費拡大ということがあったと思うんです。そのときは木のベンチをつくっているところなどに配布したりということもあったんですけど、こういった事業というのは一切話にはないでしょうか。木の消費拡大が今後出てくると思うので、その辺情報あればお願いいたします。

□基盤整備部長（森英樹）

林道の整備事業で間伐材を利活用するというところで、既存のブロックに貼りつけたような工法というのは行われておりましたけど、現在ではそういった工法は使われていないと認識しております。

○11番（前川文博）

突然振りりましたが、たしか昔そうやって間伐を進めるというところでの木の拡大で連携を取ったりしてということをやられていたような気がしましたので、今こういうことになればそうい

うことも必要かなと思いましたので状況を確認させていただきました。

それでは、次に3点目のほうに入らせていただきます。ライドシェアについてということで、これも6点ございます。ライドシェアをスタートするには誰が手を挙げるのか。2点目、ライドシェアの運転手の登録について。3点目、ライドシェアの運行時間帯について。4点目、ライドシェアでのトラブル発生時の対応。5点目、タクシーの不足は本当に深刻なのか。6点目、運行事業者と飲食店関係者との協議の場が必要ではないかということです。ライドシェアということが言われて、今実際にスタートしているのですが、本当にいうライドシェアと日本版ライドシェア、それから公共ライドシェアとかいろいろなライドシェアの種類があって、多分話がごちゃごちゃになると思いますので、そのときは私も分からなくなりますのでまた注意していただければと思います。今回あるライドシェアの話なんですけども、一般のドライバーが自家用車を使って有償で他人を送迎する日本型ライドシェアが今年の4月にスタートいたしました。特別な資格は必要なく、普通自動車運転免許を取得して1年以上経過していることが条件となります。使用可能な自家用車は定員5名から10名、4ドア、衝突軽減自動ブレーキ搭載車、ETCの車載があるものとの条件がつき、営業に必要なドライブレコーダーや配車アプリなどは無償で貸与されます。また、会社指定の任意保険、これは事業者が負担するようになっておりますが、それにも加入することが求められるようです。その後、担当者による10時間から15時間の研修を受けてライドシェアの運転ができるようになるようです。今、全国で徐々にスタートしており、高山交通圏、この高山交通圏というのは高山市、飛騨市、白川村の2市1村になりますが、そこでは7台が割り当てとしてきております。飛騨市の公共交通にもライドシェアが出てくるものと考えられます。

1点目です。ライドシェアをスタートするには誰が手を挙げるのか。高山では2社4台がスタート予定と聞いております。飛騨市ではライドシェアがスタートする予定はあるのでしょうか。ライドシェアは自治体が手を挙げるパターンと運行事業者、つまりタクシー事業者が手を挙げるパターンとありますが、飛騨市で始まるとしたらどの方法でスタートすると考えていますか。

2点目、ライドシェアの運転手登録です。タクシー会社の管理下で行われるライドシェアです。自家用自動車活用事業の許可を受けるのはあくまでもタクシー会社となります。ライドシェアの運転手はタクシー会社の社員にならないと運行することができないのでしょうか。

3点目、ライドシェアの運行時間帯です。自家用自動車活用事業は日本版ライドシェアと言われていますが、明確な数値で根拠に基づき、あくまでもタクシー事業を補完する目的で設計された制度です。タクシー需要に対して供給が不足する地域や時間帯について補完することを可能にするものであり、時間帯や地域にかかわらず実施する、いわゆるライドシェアの導入を目的とするものではありません。運行時間帯や運行可能エリアはどのようになるのでしょうか。

4点目、ライドシェアでのトラブル発生時の対応です。個人の自家用車での運行が基本となります。タクシー車両を使用する場合は、あんどんを取り外すか隠すことが必要で、さらに料金メーターも隠す必要があり、タクシーの後部座席にはビニールシートなどで汚れ防止などの対策もされていますが、自家用車ではそこまでの対策はしていないでしょう。泥酔による嘔吐、暴言、暴力などのトラブルが発生するとも予想されます。第2種免許を持ってプロとして運転している乗務員の方は聞き流したりして輸送業務を遂行できると思われそうですが、素人の一般ドライバーがトラブルに巻き込まれた場合、誰が対応し、補償についてはどこが責任を持つのでしょうか。

5点目、タクシー不足は深刻なのか。運転手不足でタクシーの運行台数が減少し、タクシー不足と言われていています。時間帯により、特に深夜時間帯には長時間の待ち時間が発生することが多いようです。午前中の時間帯は病院の送迎などで集中するため、事業者によっては時間予約を受け付けなく、必要なときに電話で依頼する方法になっています。運行台数が少ないため仕方のないことですが、運行時間の全体で見た場合、本当に台数は不足している状況なのでしょうか。17時から24時までの勤務時間で、17時から21時までのタクシーの運行回数はゼロ回。21時以降、終業時間までには4回しか動かない日もありました。金曜日、土曜日などの週末でも22時頃から23時半頃の1時間程度に需要が集中しているだけで、タクシー不足とは言えないような状況も確認いたしました。これをどのように捉えていらっしゃいますか。

6点目、運行事業者と飲食店関係者との協議の場を。飲食店の閉店時間近くに需要が一時的に集中している現状だと考えられます。飲食店には曜日によるタクシーの運行台数と受付終了時刻が記載されたポスターが貼り出されていますが、利用者は飲酒をしている関係もあり、ポスターのことがあまり記憶にないようなこともあるようです。飲食店で飲酒後にタクシーが利用されることで、タクシー会社も会社が存続していきます。帰りのタクシーの足があることによって、飲食店で遅くまで楽しむことができ、飲食店も店を続けていくことができます。この飲食店とタクシー業界の持ちつ持たれつの関係が重要です。現在のタクシー会社がなくなると、巡回バスなど市民の足まで運行できなくなる可能性があります。飲食店業界とタクシー業界との意見交換の場など、飛騨市公共交通会議の中で設けて、持続可能な飛騨市の公共交通をつくる必要があると考えますがいかがでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

それでは、ライドシェアにつきまして私のほうからご答弁させていただきます。

まず1点目、事業実施者でございます。

これまで日本では、アメリカで盛んに運行されているようなライドシェアサービスは、いわゆる白タク行為とされ認められていませんでした。しかし、昨今の社会情勢の変化等により、日本でも昨年度末に条件つきで許可されるよう規制緩和するなどの政府方針が示され、全国ではライドシェアを既に開始している自治体もございます。現在許可されているライドシェアについては、自治体やNPO、一般社団法人などの非営利団体が実施する自治体ライドシェアと呼ばれる自家用有償旅客運送制度を活用したものと、タクシー事業者が許可を受ける日本型ライドシェアと呼ばれる自家用車活用事業によるものの2種類があります。2種類のライドシェアは、それぞれ実施目的が異なります。自治体ライドシェアについては、そもそも公共交通が足りない地域において移動手段を確保するものであり、日本型ライドシェアは、タクシー不足を補うためのものです。飛騨市では、国が自治体ライドシェアといわれる自家用有償旅客運送を制度化するよりも以前の平成15年度より、構造改革特区制度を活用したデマンド式ポニーカーを運行しておりました。これこそ現在制度化されております自治体ライドシェアの先駆けであり、国の制度化以降、河合宮川乗合タクシーやかみおかぐるりんバスなど、一部の市営バス路線で積極的に活用しています。

一方の日本型ライドシェアについては、市内のタクシー会社において人手不足を補うために検討をされていますが、すぐに実施する状況ではない旨を伺っております。

続いて2点目から4点目のご質問につきましては関連がありますので、一括してお答えいたします。

自家用車活用事業でのライドシェアは、議員ご質問のとおりタクシー事業者が許可を受けるものとなりますので、基本的な運行内容はタクシー事業に準ずるものとなります。運転手はタクシー事業者との雇用契約を結び、トラブル発生時の対応はタクシー事業者が責任を負うこととなります。運行時間帯につきましては、都市部以外の地域においては国土交通省の指定する時間帯となっており、金曜日、土曜日の16時から翌朝5時台までです。なお、地域の実情に鑑み、自治体からの不足申し出により認められた場合は、国土交通省の指定する運行時間帯以外での運行や車両数の増加も可能となっております。また、運行可能なエリアについてはタクシー事業の営業区域となっており、飛騨市の場合は高山交通圏に属しますので、飛騨市、高山市、白川村の範囲となります。

続いて5点目と6点目のご質問についても関連がございますので、一括してお答えいたします。

まず、市内のタクシー不足の状況につきましては、市といたしましても随時各タクシー事業者の運行状況や意見を聴取しており、先般6月20日に開催しました飛騨市公共交通会議においても各タクシー事業者から情勢報告をいただいたところです。その報告によれば、タクシー利用が集中するのは飲食店から帰宅するための週末夜22時台前後の1時間程度にとどまり、それ以外の利用は僅かであることから、そのためだけに運転手を配置するのは難しいとのことでした。また、お客様をお待たせする時間が10分程度であったとしても、利用者側からすると利用したい時間帯に思うようにタクシーが利用できないという感覚から、全体的なタクシー不足であると認識されているのではないかというご意見もありました。こうした状況を伺いますと、運転手を地域全体で確保し、スポット的な需要にも無理なく対応できる体制を構築するなど供給力を増やすことや、タクシー運賃を時間帯に応じて変動させるなど需要を分散させる方法などの対策が必要になると考えております。しかしながら、これは事業者だけで問題を解決することは困難であり、地域全体の枠組みとして検討する必要があることに加え、飲食店の皆さんとの連携・協力や利用者の理解が不可欠であると考えております。このことから、まずはタクシー事業者と飲食店事業者が顔を合わせて意見交換できる場の開催に向けて、現在その準備を進めているところです。なお、現在の飛騨市公共交通会議委員には、飲食店関係者がいないため、今後参画に向けた検討を併せて行ってまいります。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

○11番（前川文博）

6点答弁をいただきました。1点目で、今まで白タクみたいなものがあって、それが日本版ライドシェアという流れになってきたと。自治体版のライドシェアは今まで飛騨市でやっていて、有償運送は自治体版のという印刷のマグネットシートを貼っているの、それでされているという状況です。今回はタクシー事業者のほうで行われる日本版ライドシェアということは分かりました。

タクシーの状況も、私が調べた中ではほとんど動かない時間もあって集中しているということ

ですので、公共交通会議の中で飲食店との協議の場ということで答弁をいただきましたが、飲食店関係者が入っていないということです。ライドシェアという話で質問をさせていただいているんですが、これって地域全体という枠組みでいくと商工関係の枠組みになってくるんですね。タクシーも商工業者、飲食店も商工業者ということですが、公共交通のほうだけでやっていくだけではなくて商工観光のほうでもこういうことに入ってやっていったほうがいいのではないかと思いますけど、その辺、商工観光部長どうですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

私も公共交通会議のメンバーとして会議のほうには出ていただいております、先般の会議でもタクシー事業者の状況は伺ったところですが、おっしゃるとおり飲食店関係においてはタクシーの運行というところは御商売にかかわる大事なところですので、今回こういうタクシー事業者と飲食店の懇談の場が設けられるのであれば商工観光部でも出席をして、一緒にお話をさせていただいたうえで商工観光部で対応できることがあれば対応していきたいと考えております。

△市長（都竹淳也）

1つ補足をさせていただくと、今商工観光の話でご指摘をいただいたんですが、実は結構幅広く運転手をする人をどう共有するかという問題の議論をしてかなければいけないという話をしている、例えばデイサービスの送迎をしている人、障害者支援事業所の送迎、これもどうやって共有するのかということが非常に大きな問題になってきておりまして、これも公共交通の枠組みの中で一括して検討しなければいけないのではないかとことを言っております、先ほど総務部長の答弁の中で運転手を地域全体で確保するという話がありましたけど、これはその辺りをイメージしております、およそ全ての分野において人を共有する、また、その中に働き方として専従の人だけではなくてスポット的に、例えば私は月曜日と火曜日の夜だけなら出るよという人たちを組み合わせたり、あるいは市役所の職員が兼業、副業の格好で運転手をするということも考えていく1つだろうと思っております、結構幅広い議論になっていくのですが、舞台としては公共交通会議を使っていくこととなります。これは広い意味での共創性の解決の場として公共交通会議があるのでそういう使い方をしていきますけど、結構幅の広い問題なんだということを併せてご理解いただければなというふうに思います。

○11番（前川文博）

今市長からの話もありました。確かに介護とかの運転も朝と夕方の2時間だけということで非常に集まりにくいともありますし、前も市の職員を使ってみたいな話もありましたので、本当に全体を考えてやっていただきたいと思います。これで私の質問を終わります。

〔11番 前川文博 着席〕